

別表1（第5、6条関係）

区 分	補助額		対象経費
	店舗等自己・購入の物件に要する経費への補助	店舗等賃貸の物件に要する経費への補助	
店舗新築や空き店舗等を活用した起業	対象経費の3分の2に相当する額以内とし、千円未満は切り捨てとする。なお限度額は300万円とし、下限は30万円とする。ただし、対象経費（1）の限度額は100万円とする。	対象経費の3分の2に相当する額以内とし、千円未満は切り捨てとする。なお限度額は200万円とし、下限は30万円とする。	（1）店舗等購入費 直接事業を行う店舗等（キッチンカー等の移動式のものを除く）とする。ただし、住宅兼店舗等の購入費については、住宅部分を除く。また、土地購入費は対象外とする。ただし、次に該当するものは除く。 ア 住宅と店舗が一体になった建物の住宅部分の購入費 イ 3親等以内の親族から購入した店舗の購入費 （2）店舗等改修費 内・外工事、空調工事、電気工事、冷暖房工事、上下水道工事、セキュリティ工事、防火工事、基礎工事等の事業を行ううえで必要な改修費。ただし、住宅兼店舗等の住宅部分の改修費は除く。 （3）備品購入費 10万円以上の備品で、店舗等に固定されているものに限る。
第二創業	対象経費の2分の1に相当する額以内とし、千円未満は切り捨てとする。なお限度額は150万円とし、下限は30万円とする。ただし、対象経費（1）の限度額は50万円とする。	対象経費の2分の1に相当する額以内とし、千円未満は切り捨てとする。なお限度額は100万円とし、下限は30万円とする。	

別表2（第6条関係）

区 分	限度加算額	備 考
道内（札幌市以外）からの移住者	30万円	・別表1の限度額に加算する。 ・補助対象者につき加算回数は1回に限る。
札幌市からの移住者	50万円	
道外からの移住者	100万円	